

経営会議の内容

件 名	地上デジタル放送に係る電波障害対策方針（案）について
所 管 部	総務部
日時・場所	平成21年8月20日（木）9：30 ～ 10：30 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、管財課長、管財課係長、財政課長、総合政策課長、総合政策課総合政策担当係長
提 出 理 由	大和市の公共施設に起因する地上デジタル放送に係る電波障害について、具体的な対策方針を定めたいため
会議経過	【主な意見等】 ・地上デジタル放送になっても依然として電波障害が残る理由は何か。 （所管部）アナログ波と違いデジタル波はある程度補正できるため、電波障害が解消されることが多いが、それでも限界があるということである。 ・応分負担として各世帯が負担する工事費が10,500円になった経緯は。 （所管部）アンテナを設置する経費は一般的に受信者自らが行うことが原則であり、総務省では35,000円程度を想定している。ケーブルテレビの場合は、引込線から保安器までがアンテナに該当する。その経費について、ケーブルテレビ会社と交渉した結果、10,500円という単価になった。 ・平成23年7月24日移行に家屋を建築し住民となったものを後住者とし、7月23日までは後住者とししない根拠は何か。 （所管部）デジタル放送への移行日を根拠にしている。 ・20年間継続して維持管理費を支払う根拠は何か。 （所管部）ケーブルテレビ会社のメニューで20年一括払いのメニューがあった。それを交渉により、年度ごとの支払いに変更になった。 ・第2東京タワー（スカイツリー）の影響はあるのか。 （所管部）電波障害がもう少し解消される可能性があるが、本市の場合、影響は少ないと言われている。 ・現在、アナログの電波障害エリア内の世帯に対し、デジタル放送では、電波障害が解消される旨の通知は行ったのか。また、民間施設の対応はどのようになっているか。 （所管部）平成21年5月から6月にかけて通知している。 民間施設についても、公共施設と同様の対応が必要になる。 ・アナログ放送の後住者の場合、どのように負担していただいているのか。 （所管部）共聴設備に接続する費用を負担してもらっている。 ・デジタル放送に移行後、電波障害が解消される世帯に対して、具体的な対応方法についても周知しているのか。 （所管部）アンテナを立てるかケーブルテレビに加入するかなど具体的な方法についても周知している。 ・後住者の捉え方については、もう少し明確にしてもらいたい。 ・予算措置をどのようにするのか、具体的な検討が必要である。
会議結果	一部修正の上、案のとおり進めていく